

## 「標準的なカリキュラム案」等の改定及び 「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活 Can do」の作成に向けた検討について（案）

### 1. 現状

- 我が国に在留する外国人は、288万人（出入国在留管理庁、令和2年末）と新型コロナウイルス感染拡大の影響が見られるものの、長期的には増加傾向にある。在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するために必要となる日本語のみならず、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。
- 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、平成22年に国語分科会で策定された「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」（以下、標準的なカリキュラム案という。）が活用されている。
- 標準的なカリキュラム案は、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」と「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」が生活上の行為の事例の中から121事例選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されている。
- 国語分科会日本語教育小委員会において、CEFR（ヨーロッパ言語教育参照枠）を参考に、「日本語教育の参照枠」一次報告が示された。また、参考資料として「標準的なカリキュラム案 Can do（試案）」が収録されている。
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定）では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされ、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされた。
- 令和2年度には、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ（以下、改定WG）において、標準的なカリキュラム案の改定について議論されるとともに、調査研究が行われた。本調査研究では、「生活者としての外国人」に対する日本語教育内容に関する実態調査が行われ、それに基づく Can do 作成が行われた。

## 2. 課題

- 標準的なカリキュラム案に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、平成22年に策定されたものであることも考慮し、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。
- 在留外国人の定住化の傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育が求められると考えられるが、標準的なカリキュラム案にはそれらの項目に基づいた「生活上の行為の事例」に対応する学習項目の要素が挙げられていない。
- 標準的なカリキュラム案では、日本語の熟達度を示すレベルは示されていない。特定技能等の一定の日本語能力（A2相当）を身に付けた上で来日する外国人も増えてくることを想定すると、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要があるのではないか。
- 標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの、具体的な教育内容や教材は地域の実情に合わせて設定・作成することが求められている。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等により教材の作成が難しいという声が聞かれる。
- 外国人の生活に必要な日本語教育の内容等は、標準的なカリキュラム案のほか、(独法)国際交流基金日本語国際センターが開発した「JF 生活日本語 Can-do」がある。生活分野別の日本語教育は国内・海外に関わらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を取る必要がある。
- 「日本語教育の参照枠」一次報告に収録された「標準的なカリキュラム案 Can do (試案)」や改定WGで議論された Can do についてどのように提示していくか検討する必要がある。

## 3. 検討事項

標準的なカリキュラム案を改定し、生活 Can do を作成していく上で、以下のような検討項目が想定される。

### (1)「標準的なカリキュラム案」等の改定について

#### ①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標について

※標準的なカリキュラム案に示された目的・目標を踏襲（標準的なカリキュラム案P2）

- 目的：言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

- 目標

- ・日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

## ②主な対象・内容について

- 学習者 : 日本で日常的な生活を営むすべての外国人等  
日本で生活することを希望する外国人等
- 対象レベル : 基礎段階の言語使用者から自立した言語使用者まで  
(A 1～B 1、一部B 2を含む) ※「日本語教育の参照枠」一次報告 P9
- 学習内容 : 「日本語教育の参照枠」における五つの言語活動(聞くこと、読むこと、話すこと(やりとり)、話すこと(発表)、書くこと)に基づく生活 Can do 及びそれらに対応する学習項目の要素

### 【参考：標準的なカリキュラム案 P3～8】

標準的なカリキュラム案の対象：来日間もない外国人

標準的なカリキュラム案に示された学習内容

- ・基本的な生活基盤を形成するために必要不可欠である考えられる生活上の行為
- ・基本的な生活の基盤の掲載に不可欠であり、かつ複雑なコミュニケーションを必要とせず、自ら主体的に行うべき生活上の行為
- ・安全に関わり緊急性があるもの
- ・情報として知っておく必要があると考えられるもの
- ・4技能(話す・聞く・読む・書く)

## ③内容について

- 「生活上の行為の事例の分類一覧」に記載された 10 の大分類の全て  
(標準的なカリキュラム案 P120)
- ※新たに「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」を追加

### 【参考：標準的なカリキュラム案 P12～13】

標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例

- ・来日間もない外国人が基本的な生活上の基盤を形成するために必要であるもの及び安全にかかわり緊急性があるもので、日本語でのやりとりが複雑でないと考えられるもの 106 事例
- ・安全にかかわり緊急性があるため、情報として知っておく必要があると考えられるもの 15 事例

## ④想定される学習時間について

### 【参考：標準的なカリキュラム案 P5】

- ・60 時間 (30 単位)

(来日間もない外国人が、その生活基盤を確立する上で必要となる日本語学習の時間について検討し、標準的なカリキュラム案全体に当たる30単位を60時間とし、それを必要最低限の目安とする。)

## (2)「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活 Can do」の作成について

- ①令和元年度作成 標準的なカリキュラム案 Can do 試案 132 項目
- ②令和2年度作成 Can do (案) 113 項目
- ③令和3年度作成 Can do (案) 「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」を含めて作成

### 4. 作業の方法

本ワーキンググループにおける検討のほか、それに基づいて、「生活 Can do」等の作成・検証及び調査研究を行う。

- ・実施期間 令和3年6月～令和4年3月(予定)

### 5. 想定される成果物

- (1) 「日本語教育の参照枠」の分野別の能力記述文「生活 Can do」に収録される Can do の提示
- (2) 生活 Can do に基づいた「学習項目の要素」の提示
- (3) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標及び(1)～(2)を収録した「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について(報告)(案)」の提示

以上